

## 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、施設長の兼務範囲を緩和するなど、所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

ア 施設長の兼務範囲の明確化（第3条第5項関係）

イ 協力医療機関との連携（第24条関係）

### (3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

イ 経過措置

(ア) 協力医療機関との連携

施行の日から令和9年3月31日までは努力義務とする経過措置を設ける。